

2025年6月16日

公立大学法人埼玉県立大学
理事長 田中 滋 様

公立大学法人埼玉県立大学

監事 佐野 勝正

監事 中野 晃

監 査 報 告 書

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、2024年4月1日から2025年3月31日までの第15期事業年度における業務を監査いたしました。その結果について、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私ども監事は、当期の監査計画と監査手続に従い、理事会に出席するとともに、理事長等から業務運営について、各部門責任者から業務処理の状況について聴取し、重要な書類や証拠書類の査閲などを行いました。また、会計監査に関しては、会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかを、会計監査人からその職務執行状況について説明を受け、必要に応じて説明を求め、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について検討しました。

2 監査の結果

- （1）会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認める。
- （2）財務諸表（利益の処分に関する書類を除く。）は、財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況を適正に表示していると認める。
- （3）利益の処分に関する書類は、法令に適合しているものと認める。
- （4）事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認める。
- （5）決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認める。
- （6）当法人の業務は、法令等に従って適正に実施されており、併せて中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。
- （7）役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用は、適正に運営されているものと認める。
- （8）役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

以上